

令和 8 年度 帰国生徒等特別入学者選抜募集要項

鹿児島県立大口高等学校
鹿児島県伊佐市大口里 2670 番地
〒895-2511 電話 (0995) 22-1441

1 帰国生徒等特別入学者選抜実施の趣旨

国際化が進んだ教育環境の変化に対応するとともに、特色ある学校づくりを進めるため、外国での豊かな生活体験をもとに、本校での活躍が期待できる生徒の受け入れを目的とする。

2 帰国生徒等特別入学者数

若干名

3 出願資格

出願資格は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で、かつ、次の(4)・(5)いずれにも該当する者（帰国生徒及び外国人生徒）とする。

- (1) 令和 8 年 3 月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業し、又は修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条に該当する者
- (4) 原則として、外国における在学期間が継続して 3 年以上で、帰国又は来日後 3 年以内である者
- (5) 保護者が県内に居住している若しくは令和 8 年 4 月 8 日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

4 出 願

(1) 出願期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）から 1 月 26 日（月）正午（必着）までとする。

受付時間は、締切日を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願の手続は、次のとおりとする。

ア 帰国生徒等特別入学志願者は、本校指定の帰国生徒等入学願書を、出身中学校長を経て本校校長に提出する。

イ 入学検定料として、帰国生徒等特別入学願書の所定の欄に 2,200 円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。なお、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

ウ 写真 1 枚（3 か月以内に撮影した上半身正面向き脱帽のカラー写真、縦 4 cm×横 3 cm）を、裏面に氏名と中学校名を記入し、受検票に貼付して提出する。

(3) 出身中学校長は、出願期間内に、次の書類を本校校長に提出する。

ア 帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書（様式 15）

イ 帰国生徒等入学願書（左上に「帰国生徒等」と朱書きされたもの）

ウ 調査書（様式 4-1 または 4-2）

エ 帰国生徒等特別入学者選拔出願者総括表（様式 2-5）

(4) 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出る。

5 選抜の方法

1の「帰国生徒等特別入学者選抜実施の趣旨」、3の「出願資格」に基づき、出身中学校長から提出された調査書等の記録及び本校で実施する作文、面接の結果を総合的に判断して行う。

6 面接及び作文

面接及び作文は、次により志願者全員について実施する。

- (1) 日 時 **令和8年2月3日（火） 午前8時45分**集合
- (2) 会 場 鹿児島県立大口高等学校
- (3) 作 文 課題作文とする。字数は600字以上800字以内とし、60分で行う。
- (4) 面 接 個人面接とする。
- (5) 携 行 品 受検票・筆記用具・上履き

7 選抜の結果の通知及び発表等

- (1) 帰国生徒等特別入学者選抜の結果について、出身中学校長に対し、**令和8年2月9日（月）**に電話により連絡するとともに、帰国生徒等特別入学者選抜結果通知書（様式11）及び帰国生徒等特別入学許可予定通知書（様式12）を送付する。
- (2) 帰国生徒等特別入学許可予定者は、**令和8年2月12日（木）正午**までに、入学確約書（様式14）を本校校長宛て提出することとし、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- (3) 帰国生徒等特別入学許可予定者の合格発表は、**令和8年3月12日（木）午前11時以後**、本校にて行う。（電話による問合せには応じない）
- (4) 選抜の結果不合格となった者は、次に定める手続により出願することができる。

ア 本校普通科へ志願する場合

帰国生徒等特別入学者選抜の受検票を、出願期間内に本校校長に提出し、改めて受検票の交付を受ける。入学願書、調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。

イ 本校以外の高等学校への入学を志願する場合

アの手続を行った上で、出願変更期間内に所定の手続をとるものとする。この場合、入学検定料の納入が必要となる。

8 合格者集合

合格者は**令和8年3月12日（木）午後1時30分**に、保護者（またはその代理人）同伴で本校体育館に集合する。

9 学力検査における帰国生徒等の特例措置

帰国生徒等の特例措置については、「令和8年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」

I〔4〕2学力検査における帰国生徒等の特例措置のとおりとする。

10 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は「令和8年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。